

第十六部

第二回 参議院財政及び金融委員会會議録第三十六号

昭和二十三年六月十四日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(衆議院提出)

○國有財産法案(内閣送付)

○所得税法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)

○取引高税法(内閣送付)

○未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○たばこ専賣法の一部を改正する法律案(内閣送付)

午後一時三十九分開会
○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開会いたします。本日は先ず衆議院で提出になりました、こちらに付託になりました農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案、これを議題にいたします。これに御審議をお願いいたしますが、これは衆議院から提出されておりますので、衆議院議員内藤友明君がお見えになつておりますから、先ず提出者から提案の御説明をお願いしたら如何かと思ひます。それでは内藤君。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今議題にお願ひいたしました法案の提出いたしました理由を申し上げます。思ひます。

これは私共四人の者が提案をしたものでありまして、私はこの四人の代表という意味でこれからその意味を簡単に述べさせていただきます。農業協同組合は食糧増産を以て農民の民主化のために成果を挙げようといひ、たゞして目下著々新らしく組織せられております。従つてこれがため従來の系統農業会は来る八月十四日で解散しなければならぬことになつておるのであります。ここに從來系統農業会が所有しておりました財産をできるだけ散逸することなく、新らしく発足します農業協同組合及び連合会に引継ぐことは、新らしく生まれ出て來ます協同組合のために是非考えなければならぬことだと存じます。その財産の全部をそのまま新らしい組合に移しまして、新らしい組合が立派に成長しますことを望んで止まない者であります。併しこれらの財産を農業会から協同組合に移します場合、現在のいろいろな税法によりまして、各種の税金を新らしく財産を取得する協同組合が負担しなければならぬことになつております。又登録税のようなものでも、それを時價で評價されまゝと、これも相當大きい負担になるのであります。新発足のときかような大きな負担を支拂うことは、協同組合にとつて大きな痛手でありまして、殊に今度のこの移轉は法律によつて私有組織に移るものでありまして、私有組織の協同組合の組合員である農民がこれを負担するといふことは、妥當でないと思

うのであります。又新らしい税負担が加わることは面白くないといふことの外に、新発足の初めに當りまして、評價等の繁雜な事務が多くては、組合の発展に障礙の虞れがありますので、これが本法律案を作りましたゆゑんであります。本法によりましてどれだけ免税になるかといふことにつきましては、お手許に御配付申上げました資料によつて御了承頂きたいと思ひます。この資料は私の乏しい資料から計算いたしましたものでありますので、或いは本當の免税の額とは多少違ふか存じませんが、それはお許し願ひたいと思ひます。又登録税の評価は譲渡直前の農業会の帳簿價格によるものとしたしまして、極めてこの取扱いは簡単にいたしましたのであります。この法律を作るに當りまして、関係官廳であります大蔵省、農林省、地方財政委員會並びに關係防と關でない打合せをいたしましたのであります。衆議院に提出いたしましたので、来る六月の八日の財政及び金融委員會で決議されまして、翌九日の衆議院の本會議でこれが決定を見ただのであります。そして衆議院に送付になつたものであります。何卒御審議の上速やかに御協賛をお願いいたします。

○委員長(黒田英雄君) これにつきましては、内藤さんに御質問があればお願いいたします。あとで二つ御審議願つたと思つておりますが、内藤衆議院議員に何か御質問があれば……それではこれは後にして、次にここに掲げま

した食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案は農林大臣、食糧局長官の要求があつたのですが、今日は見えませんから後に廻したいと思ひます。次に、國有財産法案を御審議をお願いいたします。これは御注意申上げますが、正誤が參つておりました、相當法案の名前も變つておりました、中も變つておりますからどうぞ御注意下さるようにお願ひいたします。先ず政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(森下政一君) 只今提案になりまして國有財産法案の提案理由を御説明申し上げます。

國有財産法につきましては、日本國憲法施行に伴ひ、昨年五月法律第五十三号及び第八十六号を以て取敢えず所要的部分の改正を行なつたのであります。尙國有財産に関する法制を整備する必要があるため、同法

附則を以て國有財産法の全面的改正を要することが規定せられ、これが調査審議のため國有財産法制調査会が設置されたのであります。この度同調査会において慎重審議の結果、國有財産法案が作成されましたのでここに提出する次第であります。

次に、法案の主なる点を申し上げます。先ず本法第一章においては、この法律の趣旨、國有財産の範圍、國有財産の分類及び種類等、國有財産の總則の規定を定めたのであります。この法律の趣旨は道路法、河川法等その他特別法で規定せられてゐるものを除いては、國有財産の管理及び処分について

の根本法規を定めることにあります。國有財産の範圍については、これを現行法より拡張いたしました。新たに無体財産権、社債、地方債、投資信託の受益証券を加へますと共に、國有財産の分類を財産の性質から見て、行政財産と普通財産とに大別し、行政財産を更にその用途又は目的によつて公用財産、公共福祉用財産、皇室用財産及び企業用財産の四種類に区分しまして、法制的にその体系を整へたのであります。

次に第三章においては、國有財産の管理及び処分の機關を明定して、その責任を明らかにすると共に、大蔵大臣は國有財産事務の全般に亘つてこれを總轄することとしたのであります。尙新たに國有財産事務の地方自治團體等に対する委任規定を明確に定めた次第であります。

第三章においては、大蔵大臣の總轄権、國有財産調整審議會に關すること及び國有財産の管理並びに処分に関する詳細な規定が定められております。大蔵大臣の總轄権につきましては、國有財産の運用を効率的にすると共に、その適正を図るため、各省各廳における國有財産の使用その他について必要な調整を行うことができるとして、總轄大臣たる大蔵大臣に対する各省各廳の長からの協議事項を整備して、國有財産管理の万全を期すると共に、更に國有財産調整審議會を置いて、調整的措置に關する諮問機關としたのであります。

第十六部 財政及び金融委員會會議録第三十六号 昭和二十三年六月十四日

又國有財産の無償貸付及び譲與の範圍を具体的に規定いたしました。その管理及び処分適正を期することとした。一方、異つた会計の間に於ける所管換等を有償とし、会計間の整理を明確にいたすこととしたのであります。

最後に第四章において、國有財産の合帳に關する事項を規定し、又國有財産の増減及び現在額、見込現在額及び無償貸付に關する國會報告事項を規定して、國有財産の変動及び現狀を常に明確にすると共に、國有財産の管理及び処分について、政府の責任を明らかにすることとした次第であります。

尙現行法で規定せられております境界査定規定は、國が私人に対して相當強制的な権限を有することとなり、通常の民事法上の取扱いに委ねることとして、本法案から除くこととしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何卒御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○委員(黒田英雄君) この法案に対する御質問も後に廻すことにいたします。所得税法の一部を改正する等の法律案、取引高税法案、この両案を議題にいたしました。政府の説明を求めたいと思ひます。大蔵政務次官。

○政府委員(森下政一君) 只今議題となりました所得税法の一部を改正する等の法律案外一法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。政府は最近における貨銀物價等、經濟諸情勢の推移に即應して、國民の租税負担を調整合理化すると共に、財政需要に對應して租税收入を確保すること、税制の全般に亘り改正を加えることと

いたしましたのであります。即ち今次の税制改正に當りましては、租税の中核たる所得税につきまして、貨金物價等の變動に伴う所得状況の推移、課税の実情に照らし、財政事情の許す限り負担を軽減するため、基礎控除、扶養控除及び勤勞控除を相當程度引上げると共に、税率を大幅に引下げることとしたのであります。

負擔は、これにより著しく軽減されることとなるのであります。又法人税につきましては、産業の振興、外資の導入、株式の大衆化等に資する見地から、法人税について所要の改正を行うこととしたのであります。

次に、物價の変動に即應して、間接税中從價課税の酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、マッチ、鉛類に対する物品税並びに定額税率による登録税、印紙税等について、相當の増徴を行うこととした。又、物品税を課せられる物品中、負担加重と認められる特定の物品について税率の調整等を行うこととした。尙最近における租税の実情に顧み、加算税、追徴税、罰則等に關する規定を整備強化すると共に、直接國税に關する調査権限の拡充を行うこととしたのであります。

更に政府は今回新たに取引高税を創設することとしたのであります。即ち經濟情勢の変動に即應して、租税收入を確保し、財政の基礎を堅実ならしめると共に、これにより所得税、法人税の減收の一部を補填するため取引高税を創設し、各取引段階に對し百分の一程度の課税を行うことがこの際適當であると考へられるのであります。

尙地方財政の確立に資するため、今

回特種免許税を地方に委譲し、入場税も地方に委譲する方針であります。次に各税に關する改正の概要について申し上げます。先ず所得税であります。

基礎控除を行つたことと、貨金物價等の變動、課税の実情に照らし、負擔の軽減を圖ることに重点置いて所要の改正を行つたのであります。物價の改訂が勤勞所得者などに加へる重圧所、これにより相當程度緩和される見込であります。所得税の負擔の軽減を圖るための措置といたしましては、先ず第一に税率を大幅に引下げることとしたのであります。即ち所得税の現行税率は、最近における名目的所得の増高等に顧みるときは相當重くなつておりますので、最低税率現行一五以下、最高税率現行二五以下を超過する金額の二五とし、順次税率の引下げを行います。

その収入金額から控除する金額を、現行の五五以下を超過する金額の二・五から一五以下までの金額の十分の一・五に引上げることとしたのであります。従ひまして控除額の最高限度は、一五以下五五以下から三三・七五以下に引上げられたのであります。第三に、基礎控除額を現行四八八四円、即ち月千四百四十四円に引上げたのであります。尙基礎控除につきましては、同居

親族の中に事業等所得を有する者と給與所得を有する者がある場合における負擔を軽減するため、事業所得の金額及び給與所得の金額から、それら基礎控除を行つたことと改めたのであります。第四に扶養親族の控除額を、現行扶養親族一人につき千四百八十四円、即ち月百四十円に引上げたのであります。

而して給與所得に對する源泉徴収につきましては、六月十五日以後の支給に係る給與から右の勤勞控除、基礎控除及び扶養控除の改正規定を適用することとしたのであります。これに對應して昭和二十三年分の課税に當りましては、前に申述べました給與所得の控除は、収入金額五五以下を超過する金額の二・五と、五五以下を超過する金額の十分の一・三五以下に相當する金額の合計が、その最高額は二六六千四百四十円とし、基礎控除は年一萬三千二百五十五円とし、又扶養控除額は年千九百九十五円としたのであります。今回の改正により、扶養親族三人の場合の所得税の負擔を御説明いたしますと、給與所得者については、給與月額四千五百一十四円以下の場合、事業所得者については昭和二十三年分の課税について申し上げます。所得年額二萬八千二百五十円程度以下の者は、それら課税されないこととなるのであります。又給與所得者については給與月額五五以下の者の現行負擔は千一円であるのが、改正後は九十一円となり、給與月額一萬円の者の現行負擔は三千七百三十六円であるのが、改正後は千九百九十五円となるのであります。又事業所得者については昭和二十三年分の課税について申し上げます。

所得年額五五以下の者の現行負擔は一萬三千三百五十四円であるのが、改正後は五萬三千三百三十三円となり、所得年額十萬円の者の現行負擔は四萬三千八百八十四円であるのが、改正後は二萬三千三百一十四円となるのであります。それら相當負擔の軽減と相成る次第であります。

その他所得税につきましては、外國人及び外國法人に對する利子所得、配當所得等の税率を、内國人及び内國法人と同様百分の二といたしました。又、簡易税額表の適用を受ける者の範圍を所得金額二十二萬以下に限定し、多數の所得者の税額計算の手續を省略すると共に、予定申告書及び確定申告書の提出を要しない者の範圍を擴張する等の改正を行つたのであります。又源泉徴収額表の一部の表を省略することとし、賞與等の給與所得に對する源泉徴収額表の税率の適用を給與所得に對する年末調整の場合の負擔等を考慮して、若干程度引上げることとしたのであります。尙當分の間所得金額の中に配當所得があるときは、所得税額から配當所得の百分の十五に相當する金額を控除する特例を設けることとし、証券の民主化に資することとしたのであります。

次に、法人税であります。先にも申述べましたごとく、産業の振興、外資導入等に資する見地から負擔の調整を圖るのを目標といたしましたのであります。先ず税率であります。最近における法人課税の実情、資本と所得との間の不均衡等を考慮いたしまして、超過所得の階級区分を引上げ、又税率を引下げたのであります。即ち現行資本金の一割超過額百分の十を三割超過額百分の十に、二割超過額百分の二十を

所得年額五五以下の者の現行負擔は一萬三千三百五十四円であるのが、改正後は五萬三千三百三十三円となり、所得年額十萬円の者の現行負擔は四萬三千八百八十四円であるのが、改正後は二萬三千三百一十四円となるのであります。それら相當負擔の軽減と相成る次第であります。

所得年額五五以下の者の現行負擔は一萬三千三百五十四円であるのが、改正後は五萬三千三百三十三円となり、所得年額十萬円の者の現行負擔は四萬三千八百八十四円であるのが、改正後は二萬三千三百一十四円となるのであります。それら相當負擔の軽減と相成る次第であります。

應じて租税收入を確保するため、
税制の全般に亘り改正を加えることと

す。
尚、地方財政の確立に資するため、今

月千二百五十円に引上げたのでありま
す。尚、基礎控除につきましては、同居

し、又事業所得者については昭和二十
三年分の課税について申し上げます、

金の一割超過額百分の十を三割超過額
百分の十に、二割超過額百分の二十を

五割超過額百分の十五に、三割超過額
百分の三十を十割超過額百分の二十に

企業再建整備法等に關連して有價証券
移轉税を課さない特例を設けることと

り現行百一円五十銭を百五十円程度に
それ〴〵引上げ、総税額において平年

以上申述べました外、今回改正しよ
うとする二、三の点について申します

を申上げますが、本税はこの法律の施
行地において營業者が營業として行

た。これと同時に今回資本に關する法
人税は現在その実益に乏しいことを考

次に、相続税につきましては、課税
價格に算入しない少額贈與額の限度

酒税の増徴に對照して第二種サイダー
の税率を一石につき現行六千九百円を

は、間接税則取締法を制定することと
いたしたのであります。尚、關稅法の犯

非課税のものではあるが、主要食
糧の製造販賣、小学校、中学校の教科

内地法人と同様百分の三十五に引下
げ、外國法人を内地法人なみに取扱う

次に、通行税につきましては、現行
一キロにつき一等四銭、二等二銭、三

水、についても同程度の税率の引上げ
を行うことといたしました。尚、輸入砂

國稅徵收法の延滞金を引上げ、新たに
國稅の過誤納金に還付加算金を附する

取引高税の納税義務者は、取引の対
價として取引金額を領收する營業者で

いたしたのであります。
次に、特別法人税法を廃止いたしま

次に、物品税につきましては、最近
における物價の状況等に即應し、從量

課税の税率を引上げることとし、ハッ
チについては十割程度、鉛類について

次に、取引高税についてその大要を
申上げます。先にも申しました通り、

價として取引金額を領收する營業者で
ありまして、その課税標準は取引の対

從來通り事業分量に應ずる配当はこれ
を損益に算入することといたしました

次に、酒税でありますが、財政需要
の現状、物價の現状に鑑み、清酒につ

中負担過重と認められる特定の物品即
ち時計、文房具、漆器、陶磁器、電球

一部を補填し、財政の基礎を堅實なら
しめるため、諸外國にも多く實施され

息、手形割引料、手数料等であり、保
險業にあつては拂込保險料額のうち、

税地を指定して、營業の事業上の中心
地において課税する途を拓くことと

次に、酒税でありますが、財政需要
の現状、物價の現状に鑑み、清酒につ

中負担過重と認められる特定の物品即
ち時計、文房具、漆器、陶磁器、電球

一部を補填し、財政の基礎を堅實なら
しめるため、諸外國にも多く實施され

息、手形割引料、手数料等であり、保
險業にあつては拂込保險料額のうち、

止及び公正取引の確保に關する法律等
に基き、株式その他の資産を処分した

次に、酒税でありますが、財政需要
の現状、物價の現状に鑑み、清酒につ

中負担過重と認められる特定の物品即
ち時計、文房具、漆器、陶磁器、電球

一部を補填し、財政の基礎を堅實なら
しめるため、諸外國にも多く實施され

息、手形割引料、手数料等であり、保
險業にあつては拂込保險料額のうち、

税特別措置法に新たに設けることとい
は、有價証券の移轉税につきまして

次に、酒税でありますが、財政需要
の現状、物價の現状に鑑み、清酒につ

中負担過重と認められる特定の物品即
ち時計、文房具、漆器、陶磁器、電球

一部を補填し、財政の基礎を堅實なら
しめるため、諸外國にも多く實施され

息、手形割引料、手数料等であり、保
險業にあつては拂込保險料額のうち、

ます。即ち取引の各段階毎に百分の一の極めて低率で課税するのでありますから、物價等及ぼす影響はさしたるものではないと考えられるのであります。

次に取引高税の納付方法であります。本税は原則として取引高税印紙を以て納付することとしたのであります。即ち營業者等は取引金額を領收の際、その税額に相当する金額の印紙を消印して、これを取引の相手方に交付しなければならぬのであります。但し五十円未満の取引等については手数の点等を考慮して三ヶ月毎に一括現金納付の方法としております。尚二取引の取引金額が一万円以上の取引につきましては受領書に印紙を貼用して消印する方法によることとしたのであります。而して營業者等は毎三ヶ月分の取引金額及び税額等を記載した申告書を、三月十日、六月十日、九月十日及び十二月十日までに政府に提出しなければならぬのであります。銀行業、信託業、保険業、電氣供給業、ガス供給業、運送業、中鉄道業、海運業、公園等につきましては、申告及び納付に關して特例を設けて、毎月分の取引金額及び税額を記載した申告書を翌月十日までに提出し、申告と同時に納付することとし、一般の申告納税の方法を採用することとしたのであります。尚取引高税の印紙による納付を確保ならしめる措置として、二、三の規定を設けていますのであります。即ち一面印紙購入通帳制度を設けて、營業者の印紙購入及び使用の実績を常時明らかにしめると共に、他面学校、社会事業、保護施設等の職員、生徒等の組織する団体が交

付された印紙を政府に提出したときは、政府は、当該印紙の額面額一円以下のものでなければ百分の五、二十円以下のものについては百分の三、二十円を超えるものについては百分の二に相当する金額の交付金を交付することとしたのであります。これにより印紙による納税を確保する一助とした次第であります。

以上各法律案につきその大要を申し上げたのであります。昭和二十三年年度の租税及び印紙収入の總額は二千六百三十二億四角に上り、總歳入中租税の占める地位は六六・六と云うように決定的に重要となつてゐるのであります。その各税につきまして、本年度の収入額を申し上げますれば、所得税は千二百八十三億六千四百円で全体の四八・八、法人税は百三十三億四角で全体の五・五、酒税は四百五十七億七千六百四角で全体の一七・七、物品税は百七十五億八千万円で全体の七・七に達するのであります。又取引高税の本年度の収入額は約二百七十億四角であります。

今議つて昭和二十二年年度の租税収入の状況について申述べます。昨年来以來國會を中核として租税完納運動が全國に亘り展開され、官民挙げて徴税の確保に努力した結果、徴税の成績は本年一月以降著しく良好となり、四月末日まで昭和二十二年年度の予算額千三百五十四億四角を若干上回る程度の税収を確保し得たのであります。而してかような徴税の促進により、通貨の増勢は著しく抑制され、インフレーションの進行を阻止するに多大の寄與をなし得たのであります。この成果は國民の深き協力と理解によるものでありまして、誠に慶賀に堪えないところ

であります。本年度におきましては、先にも申述べました通り、所得税法を人税を中心として相当程度負担の軽減を図ることとしたのであります。國民生活が一般に相当窮迫しておる実情に顧みれば、中央及び地方を通ずる國民の租税負担は必ずしも軽くはないのであります。而も二千六百三十二億四角に上る租税収入を確保すること、は、經濟再建の基礎をなす財政收支の均衡を図るために不可欠の要請であります。この際全體國民が租税の完納につき一段の努力をいたされたいのであります。政府といたしまして、國民所得の分布が激変しつつある現在におきまして、租税負担の公正を図りつつ租税収入を確保するため急速に徴税機構を整備強化し、税務の運営面を刷新改善して、特に大口利得者等の課税の充実に努力し、負担の適正を期すると共に、國民の納税に關する負担の認識の普及徹底に大いに努めるつもりであります。國民各位も亦この際租税を完納し、インフレーションの防止に寄與せられんことを切望するものであります。何とぞ御審議の上速かに賛成せられるよう切望して止まない次第であります。

○委員長(黒田英雄君) ちよつとここのお諮りいたしますが、この税法の中で取引高税については正式に申込みはしないのですが、商業委員、それから鐵工業委員の方から連合の委員会を開いて貰いたいというふうな希望があるのではありません。まだ正式に委員長から申込みがあつたわけではない、若しそういう申込みがありましたときには、この取引高税だけについては、それに應諾いたします。連合委員会を開くか

どうか御意見を伺いたいと思います。○松岡喜作君 鐵工業、商業委員の方では是非連合委員会を一度開いて欲しいという方が相当ありますので、この際一度か、二度お開きになつては如何ですか、開いて欲しいという希望者があつたが、私は開いてゐるのであります。開いて頂きたいと思つた。○委員長(黒田英雄君) 税はとにかくどこにも關係があるわけでありまして、取引高税につきまして主にあるわけでありまして、こちらから申込みむすの必要はないかと思つたが、若し向うから申込みが委員会としてありましたら、それではそれに應じてさうにいたしてよろしいと思つた。【異議なしと云ふ者あり】

○委員長(黒田英雄君) 御異議ございませんでしたら、さう取計らいます。尚これにつきましての質問は、後刻又いろいろ資料等が出ましてからの方がいゝかと思つたので、後にお願ひいたします。次にたばこ專賣法の一部を改正する法律案について、政府提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(森下政一君) 只今議題となつたたばこ專賣法の一部を改正する法律案について提案理由を説明いたします。煙草專賣金の確保を圖るためには、あらゆる方法を講じて煙草專賣法の違反行為を防止しなければならぬのであります。これがため法的制約の面につきまして、第一に罰則を強化する必要があるものであります。專賣金に直接影響を及ぼすところの、いわば最大の犯則につきましては、従來同法では、最高刑として五万円以下の罰金が科せられることになつておるのであります。最近の經濟情勢

と、他の法令との權衡も考え、更に体刑も科しなければ、これが徹底は期し難いと考へられるのであります。第二に、圍撲滅のためには、その根源において、これが防止を圖らなければならぬことは申すまでもないことであるので、煙草耕作者の耕作する華煙草につき、これを政府に完納せしむることが肝要でありまして、これがたばこ專賣法に於いての措置として、は、收獲前における收獲量の査定に止つておつたのであります。この措置だけでは正確を期することができませんので、華煙草の葉数を検査決定すると共に、その査定數量の華煙草を納付しない場合における追徴金額を引上げ、以つて收獲華煙草の完全收納を期する必要があると見ます。

次に、第三の措置として、私製煙草を根絶せしむるためには、その原料である葉煙草のみならず、煙草苗や煙草種子についても取締を徹底させることと、密製造の虞れある煙草用の機械についても、これを使用させないようになす必要があるものであります。これら三の點につき、現行法の不備を是正しなければならぬのであります。

尚以上の外、酒税法、物品税法等と共に收入確保の見地から、未成年者等についても、直接行為者を處罰することとができるようになすために、このたばこ專賣法の一部を改正する法律案を提案した次第であります。何卒御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(黒田英雄君) 次に、未復員者給與法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明願ひます。

○政府委員(森下政一君) 未復員者給與法の一部を改正する法律案について、出たおつたのが相当でございます。

○政府委員(森下政一君) 未復員者給與法の一部を改正する法律案について、出たおつたのが相当でございます。

共に、他面学校、社会事業、保護施設等の職員、生徒等の組織する団体が交

國民の深き協力と理解によるものでありまして、誠に慶賀に堪えないところ

の取引高税だけについては、それに應じたしまして、連合委員会を開くか

円の罰金が科せられることになつておるのでありますが、最近の經濟情勢

者給與法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明願います。

○政府委員(森下政一君) 未復員者給與法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

未復員者に対する給與につきましては、第一回國會で御賛成頂きました未復員者給與法に定められたところに従つて実施いたしておるのであります。が、この法律にあるような給與の定額は、法律制定当初定められ、昨年七月以降今日までそのまま適用されておる金額でありまして、昨今の物價事情に鑑みまして適當でない點も生じて参りましたので、扶養手当につきましては、扶養親族一人当り現行月額百五十圓を政府職員に対するものと同様約五割増の二百五十圓に引上げ、又歸郷旅費の分につきましては、現行三百圓を五割増の四百五十圓に引上げ、更に遺骨引取旅費現行二百七十圓は八百圓に、遺骨埋葬費現行三百十圓は千圓に、それ〴〵約三倍程度に引上げまして、昭和二十三年四月一日以後給與事由の生じた給與について適用いたしたく存じまして、この法律案を提出した次第であります。この改正のために要する増加予算額は、昭和二十三年年度約六億六千万圓であります。これは本年度予算に計上せられておるのであります。五月からはソ連地区からの復員輸送も開始せられておるような状況でありますから、かた〴〵この際本法案につきましては、何とぞ速やかに御賛成をお願いいたしたいと存する次第であります。

○委員(黒田美雄君) それではたゞこの專賣法の一部を改正する法律案につきまして御質問のおありの方は御質問願いたいと思ひます。この未復員者給與法の一部を改正する法律案について御質問があれば、これもお願いしても

よろしいと思ひます。それから農林協同組合の特例に関する法律案、これも一つお願いしたいと思ひます。

○山田佐一君 たゞこの專賣法でそれども、曾て出たときに、私はこの罰則が輕いのじやないかというのを申し上げたのですが、そのときにこれだいいという御答弁であつたのですが、又ここに似た直ちに体刑も亦罰則に處する、幾らも時間がかかるといふこと、それだけ認識を改められたといふこと、それと一時「新生」が市場に四十圓で賣られたために、内地製の間「たばこ」といふものが路頭で非常に賣られておつた、これに對する違反額はどのくらいあつたか、それとも一つは進駐軍の「たばこ」といふものが非常に出ておる。これは恐ろしい数字だと思ひますが、これは專賣局ではどう見ておるに成りますか。一應政府の御答弁があれば承つて見たいと思ひます。

○政府委員(原田富一君) この前に專賣法の違反最高五萬圓をかける案を出しまして、御審議をお願いしました。その節御説のように、五萬圓では輕いではないかといふお話を承りました。ではいかんかといふ研究もいたしました。私共いろいろ研究もいたしました。又司法当局とも相談をいたしました。大体五萬圓程度でよいだろうと思つてやりましたのです。誠に私共不明のいたす所でありまして、その後の状態によりまして、やはり外の經濟統制法令等の關係もありまして、体刑も加えなければならぬと思ひまして、これは全く私共の不明のいたす所でございます。分りました以上は早く改正をいたしまして、取締りを十分やる必要がある。こういうふうな考えました次第でございます。この點を一つ御了承願

いたしてとぞんじます。尙專賣法違反の件数等の調べでございますが、これは本年の四月の調査しか今のところ手許に集まつたものはないのでございまして、詳しい最近までの状況は申し上げられないのでございまして、件数にいたしまして、これはいろいろの報告があるものでございまして、製造「たばこ」を許可を受けないで賣つたという件数が四百五十五件ばかり本年の四月にありますが、又それから密製造をいたしましたのが、やはり四百五十件ばかりあるものであります。それから政府の「たばこ」でない密製造の「たばこ」を持つておつた者とか、或いは譲り受けたとか、そういうふうな件数が千二百七十件ばかりでございます。その外に尙葉たばこを譲り渡したとか、隠したとかいふのが、五百件ばかり、これは檢査をいたしました数でありまして、尙その外に澤山あると思ひますが、そういうふうな状況になつておるのであります。

尙アメリカの「たばこ」が最近可なり出ておるのは事實でございます。これは御承知のように、農村の供出に對しまして、報奨用として配給いたしましたのや、或いは炭鉱などに勞務特配や、進駐軍が放出されて私共が受取りました「たばこ」を配給いたしておるのであります。或いはそういうものが流れれる場合もある。尙その外にこれは進駐軍が扱つておられるものが何かの關係で流れれるとか、或いは一部の日本人が盗み出した、そういうものが出ておるかと思ひます。そういうものがどれくらい流れ出ておるかといふことは、遺憾ながら調査できかねるのであります。取締については進駐軍と協力

いたしまして、嚴重取締の方針であります。

○山田佐一君 今日我が國の國情で強く当れんといふことは十分にお察しいたしますけれども、曾ては進駐軍でも非常に取締つて下さつたこともあるのですから、汽車の中で進駐軍の煙草を持つてゐるものは序でに檢査するといふことを聞いておつたのであります。が、進駐軍の方でもこれは賣られた方がいゝといふ、觀念は無論ないと思ひますから、お取締りを願ひたい。それと農村の報奨用或いは炭鉱の報奨用にお出しになつたといふものは公然のものなのでお分りになるだらうと思ひます。國力が衰へると、支那の阿片の密輸入と同じに、專賣價格を高くすればする程密輸入はやはり經濟の原則としてます。〴〵殖えるじやないかと思ひます。そんなことのないように万全の處置を講じて貰ひたいと思ひます。煙草專賣が殆んど今日の專賣益金の主体をなしているものでありますから、そのものが如何に戰勝國のものとなし、どんな密輸入されて販賣されていゝといふことは、非常に國家としての損失も大きいと思ひますから、十分にその辺の万全の策を施して貰ひたいと思ひます。何かそれに対して對策があれば對策だけ承れば大變結構だと思ひます。

○政府委員(日下部滋君) 進駐軍の煙草が闇に出てゐるということでありまして、これは私の方でも注目いたしまして調査させました結果、一頃よりは減つております。一頃は取締が徹底いたしてございまして、従ひましてああいふものが、或いは盜難にかかりまして、變な持出し關係等によりまし

て、出ておつたのが相当ございまして、最近是非常にそれが嚴になりまして、そういう關係から出て参る數量は殆んどなくなつたやうであります。ただ本邦在住外人及び軍關係者に、一週間に二百本ぐらい配給があります。従ひましてこれが二百本必要ない人から出るのがあるかと思ひますが、只今ありますものは大体そういうふうなものでございまして、尙報奨用をいたしまして米穀供出者及び若干收税官にシガレットの報奨的な特配をしております。これは數量をいたしましては大體把握でございますが、約八千萬、これが横に流れないやうに特例なマークがしてあります。それから別にそれを所持する權利を表す證票が與えてあります。一つは現品そのものに、一つはそれを持つてゐる權利證といふものがありま

す。この二つがありまして大体横に流れる氣遣いはないと思つてゐるのであります。たゞには或いはそれが横に流れるといふのがあるかと思ひますが、私の方で直接發見いたしましたのは、まだ報告を受けてありませんが、或いはあるかも知れません。

○山田佐一君 ます〴〵ひどくなつておると思ひます。進駐軍の煙草を報奨用に出すことが紛らわしいので、日本の煙草で報奨用に出して貰うやうに御交渉できませんか。

○政府委員(日下部滋君) 実はあの煙草を報奨用に出すという意向が進駐軍にありましたので、その際に私共は、これは自由販賣にさせて頂きたい。そして質の善悪は別といたしまして、日本人が珍重するものでございまして、これを浮動購買力を吸収する方に使ひ、その代り私の方で金鶏ぐら

いの値段の報奨煙草を捨てて、進駐軍の御意思の表れるような商標なりを付けて安く出してやれば、十分その意思が通るのではないかと、これは本國からいって、指令もあつたようである。御採用になりませんでした。

○山田佐一君 それはまあ承つて置く程度にいたしまして、この間、煙草工場を見學したのですが、「いたどり」の葉を煙草の中に入れて作つておりました。私は煙草は煙草の葉で作らなければいかんと思ひます。煙草の中に「いたどり」の葉を入れてもいいものですか、御答弁を求めます。

○政府委員(日下部滋君) 「いたどり」の葉が入つておるのは事実であります。これは金鶏と「のぞみ」に十一分の一だけ入つております。煙草は全部葉煙草でなければならぬといふことは専賣法にも規定しております。大体一グラムという目方で、砂糖やその他のものを入れますと目方は減ることもございます。主原料は煙草で、喫つた場合に煙草の用をなす。こういうことで、我々考へております。

○山田佐一君 私煙草のことを意地張るようですが、統制経済の下におきまして、民間の業者の作るものは、各々その製品規格によつて検査をされ、規格以外のものは皆不合格品として處罰される。最高道德を指令する國家がこんなことをして、一般の商業道德から言つて不徳行爲であると思ふ。必ず煙草の葉でなければならぬといふことにはないからと申されるが、香味料などに入れるならばまだしも、野生の葉で無價値なものを混入しても、それが違反でもなんでもないという解釋は、今

日始めて承るのですが、私は喫煙者が「いたどり」の葉の入つてくることを分らんことはないと思ふ。併し政府の專賣品であるから小言も言はず黙つておる。私は煙草は喫いませぬが、煙草を喫う人ならそのくらいの批判はするだらうと思ふ。随分高い値段で良い煙草を買つておられますから……安ければ「いたどり」の葉でもいいといふことはなと思ふ。なんかこういうものの根柢を作つて貰わんと、國家そのものが統制を亂し、權利があれば何をやつてもいい、國民は權利がないから取締を受けるのだ、こういうふうな氣にな

○政府委員(原田富一君) 「いたどり」に關通していろいろのお話、誠に御尤もの點が多いと思ひます。実はこの「いたどり」を初めて使ひましたのは、戦争末期になりまして、食糧増産の關係で葉煙草の生産が非常に少くなつて、つまり原料が少くなつて、一方には煙草の需要は相當ございまして、何とかして澤山煙草を作りたい、併し原料がない、それでこの「いたどり」なん

か、あれは東北、北海道方面は、昔これは專賣以前だそうですが、煙草の不足時代には、ああいうものを採つて吸つて見た、そういうふうなこともあるという古い人なんかの話もありまして、「いたどり」といふものが何もない、煙草が出て無害だといふことで、何とかして煙草を殖やして、できるだけ少しいいから需要に近付きたい、そういうところから、これも余り沢山入れてはいかんのですけれども、一割以内の程度で入れようといふので、戦争末期に始めたのでございまして、その後戦争が済みましてからも、段々煙草の耕作面積を増やして参りましたのですが、それまでにストックを使い盡してしまつたものでありますから、今でもやはり需要に對して煙草の量といふものは非常に少いから、一應止むを得ず使つておるようなわけでありまして。外のものが入つても少しだから構わぬ、決してそういうつもりではおりませんので、全体の量として成るべく嗜好者の方々にできるだけ多く行き渡るようにして、需要に應ずるようにはできるだけいたしたい、ただ煙草の葉そのものが少いものですから、「いたどり」が割合に害もなし、それを入れたために特に悪い変化が出るというのではございませんので、そういう關係で実は止むを得ず使つておるような状態でありまして。現在使つておる量が大体計画で一年間三百万キログラム、これは煙草の葉が昨年五千七百万キログラム、本年度は八千万キログラム、その中の三百万キログラムの予定ですが、これは北海道で山に生えておるものを集荷して頂いて、実績は百万キログラム以下であります。去年は百万キログラムを欠けたかと思ひ

ます。私共でもできれば成るべく早く止めた、ただ煙草の量を出るだけ需要者に行き渡るようにしたいといふ考えでやつておるわけでありまして。御趣旨誠に私共としても同感であります。その點はそういうふうな事情です。から一つ御了承願ひたいと思ひます。

○山田佐一君 それは今今の煙草の價格の問題、いろいろ一年間の中に変えることは、誠に私共事務當局としても、できるならやりたくない、財政上の理由や、この間「新生」を下げましたのは、誠に割高であるからですが、そういうわけで、ああいうような處置をしたことを御了承願ひたいと思ひます。

○山田佐一君 そうしますと、關連いたしますが、一割ぐらいいないといふお話ですが、民間で「いたどり」の葉に實際に困つたときには、「はす」の葉をば刻んで、これもすつた人もおる、「はす」の葉に「いたどり」の葉、その中に一割煙草の葉を入れたらどうですか。それはお許しになりますか。

○政府委員(日下部滋君) 許しませんが、煙草のみならず、煙草代用品も許しません。法律でさうになつております。

○山田佐一君 それならば成るべく今後は償んで貰うか、一割入れるといふことを公表して貰いたい、知らんで使つておられますから……

○政府委員(日下部滋君) 最近あらゆる機会に私は公表しております。それはあれは原價が安いから、利益を多くするたにやつておるのも何でもあるまい。それは一本でも多い方がいい、そういう趣旨でやつておるのでありまして、原價から言いますと、あれは決して安いものじやありません。煙

草の葉の丁度「きんし」くらいに入れた葉っぱは、これは法律案にもございまして、中級以下でございまして、あの「いたどり」が入つてできましたものであります。と、本當の葉っぱより決して安いものではございせん。

○星一君 この前の説明に、煙草の耕作者の横流れを防ぐために、九百人からの検査員を新たに置くことになるというお話ですが、それに要する費用はどれくらいですか。九百人の検査員といひますか調査官を置くに要する費用は幾計幾らになりますか。

○政府委員(日下部滋君) 大体二千万円程度じやないかと思つております。正確には、調べまして申上げます。

○星一君 二千万円はそれ大きい金でないが、一政府は人民を信頼できないから、悪いことをするといふことの意味において、刑罰を嚴重にしよといふことを言うが、それらに要する費用を、その悪いことをしなかつた耕作人に特別な報酬をやるというふうな、五百円とか千円とかを一部落にやつて、そうしてその人らが罪人を作らんことにするのが一番いいだらうと思ひます。そうして罪人を作らなかつたといふと、そこに報酬をくれるといふこととが、悪いことをするが、私は決して悪い人を防ぐといふことは、重い罰金のみで防ぐことはできないと思ひます。いわゆる民主國といふならば、悪いことをしない人を褒めるのだといふことにして、そこに賞與をやつて、そうして罪人を作らんとすることにいくのが本當じやないかと思ひますが、それは行かんのですか。まだ日本の人はそこまで行つていないといふのです

に入れるならばまだしも、野生の葉で無償なものを入れても、それが違反でもなんでもないという解は、今

は煙草の需要は相当に多いし、何となくして澤山煙草を作りたい、併し原料がない、それでこの「いたどり」なん

海道で山に生えておるものを集めて頂いて、実績は百万キロ以下であり、去年は百万キロを欠けたかと思

りまして、原価から言いますと、あれは決して安いものじやありません。煙

か。煙草は、煙草の小賣をするので、或る部落の中で、銘々のうちに一人でも罪人があつたならば、その部落の全体が責任を負うようなシステムを作つたらいだらうと思ふのであります。それでその人は時々監視して、そして自分らの仲間から一人の違反者を出さんというにしたいと思ふのであります。けれども、それについて研究したことがありますか、ちよつと伺いたしたいと思ひます。

○政府委員(日下部滋君) お説の通りであります。報奨的な措置を昨年度も講じました。向物費で以て報奨いたす、こういうことも実行いたしました。今年度はできませんならば、目標以上に生産した者に対しては、更に報奨をうんと強化いたそう、こういうことで予算も組んでございます。

○農山漁業 ちよつと参考までに伺つて置きたいのでございますが、今手巻で開買しております煙草でございませぬ、あれは開買煙草を閣下で買したとして、実際の辺で買れておるものの原価はどのくらいとお考えになつておりますか。

○政府委員(日下部滋君) この原価はいろいろあります。主なものには葉煙草でございませぬが、その葉煙草の買方如何によります。安いのは七、八百円くらい、一貫目でございます。高いのは三千円で買います。でありますから大体平均して一貫目二千円程度としますと、これで四千本巻けるのであります。そういたしますと、葉煙草の原価が一本八十五銭くらいになります。……間違ひです、五十銭になります。これにあの巻紙代、それから運搬費、それから巻紙費、こういうもの

を入れますという一本八十五銭くらいになります。それで作つて賣る人が利益がございませぬから、これに仮に五割儲けるとしますと十三円四角になります。……倍儲けなすれば十七、八円、こういうことになつております。

○農山漁業 ちよつと需要供給の原則からして、この開買煙草を撲滅するために開買煙草の原価というものは聞きしたようにそんなに安いものではないということになれば、「新生」だとか、或いはその上の二十円、三十円クラスを、相當の開買煙草と競争できるくらい数量を専賣局で保証されれば、自動的に私は消えて行くという工合に考へるのですが、その辺をどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(日下部滋君) 私共もこれを一番増したい。増したいのであります。更にそれよりも高級品を相當作ります。……要求せられた盆金の高に追いつけませんので、止むなくその方の數量を若干減らすというわけに参らなないのが残念であります。……全体がなにして日本の國民は八百億本乃至九百億本というものがなく、満足しないのであります。……今年には五百三十億本しか作れない、従いましてまあ六割程度の供給だというわけになるのであります。……何を作りましたか、最も安いものを作りました。……私共は二十四、三十円というふうなものを多くしたい。従いまして今度の新製品であります。……「想」「ハッピー」それから「桔梗」でございます。

の數量の配分におきましても「想」は十二億、「ハッピー」は四十五億、「桔梗」は二十二億でありますから、新製品におきましては高級品の約三倍出すと、こういうふうな工夫はいたしてあります。

○農一君 私今のに附加して質問したいのですが、Aの部落で増産をした。……一二〇%の増産をした。……その増産にどういふふうな、ちやんとあなと決めた一二〇%の奨励金をやるのか。それから悪いことをしたものは今の附則によつて罰しますか。又どういふふうな奨励金をやるか。私の希望するところは一二〇%貰えるところ、……その中の仲間の組合員の一人が悪いことをしたために、一二〇%貰えるところを一八%に下げるとか一五%に下げるといふようなことが私はいいことだかと思ふのだが、そういうこととどういふふうな場合にはどういふふうな奨励をして行くかでございますか。

○政府委員(日下部滋君) 部落を表彰します場合には、その部落に違反者がいないということを前提にしてやつておられます。それから増産の場合には私共は大体個人を狙つております。……従いまして部落全体がよくつたとして申ししますから、眞に増産して、而も専賣法違反でないという人を表彰したい、……ういふふうな考え方でありませぬ。

○農一君 今の部落の中で個人々々に賞與をやり、個人に罰則をつけるというのはどうも面白くない。私は日本は世界の中で最も住みよい國にすることができせんかと思ふのだ。それは法律によつて早く行くことができればと思ふのだ。だからそういうことについてもう少し御研究をお願いしたい。日本では今煙草というものが大きな事業になつてゐるが、これを一つ基礎にして、そうしてみんなが住みよい國として、悪いことをしない人に教育のできることを考へて下さい。お願いいたします。

○政府委員(日下部滋君) 承知しました。

○委員(黒田英雄君) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業會又は全國農業會から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案、これについて今政府委員が見えておられますが、これは大蔵省としてはこれに對してどういふ意見を持つておられるのですか。それを一つ聴かして貰いたいのですが、如何ですか。

○政府委員(平田一郎君) その件につきましては、衆議院の方から御相談がありまして、先程御説明になりました通り、農林省とも相談の上、その原案でございまして適当だと考へております。

○委員(黒田英雄君) それから農林省では何かお話がありますか。農林省は説明員ですが、よろしくございませぬか。

○農林省(黒田英雄君) どうぞ……。

○説明員(打越顯太郎君) 農林省といひましては、只今大蔵省の御當局から御説明がございましたが、今度の提案でございませぬか、適当と考へてお

ります。

○委員(黒田英雄君) 尚これについて御質問がありますか、今度政府委員が見えておりますから……。

○山田俊一君 農業會のことについて、ちよつと伺つて貰いたいと思ひます。農業會はどういふ考へで解散になりましたか。

○説明員(打越顯太郎君) 御説明いたします。農業會は戦時中におきまして、農村におきまして統制團體でございまして關係上、農村の民主化をいたしました今日の情勢下におきまして、これを解体するのは妥當である。かような見地からいたしまして解体することになりましてしたのでございます。

○山田俊一君 そういたしますと、統制團體で、今日の民主主義に反するもの解体に對して、財産の譲渡になぜそんな特典を施さなければならぬのか、それを引受けるものは普通民間會社で行けば、これは制限會社となり、或いは指定會社として、すべてのものの制限を受ける。譲渡のものに免稅どころではなく、又それに重税を課せられるのです。これがその農業會がやはり全体主義思想の下にできたもので解散をするのに、今度この財産の譲り受けになぜそういう特典を施してやらなければならぬか。その理由についてお伺ひいたします。

○説明員(打越顯太郎君) お答えいたします。御説の通り農業會は戦時中の統制團體でございまして、先般の法律によりまして解体することに相成りました。……この農業會を解体いたしました。……その農業會の資産をどういふふうに分けるかという問題もございませぬが、この農業會の資

産は過去数十年間におきます農村におきます農民の勤勞の蓄積成果であると思ひます。従ひまして農協は成る程今申上げましたような性質上解いたしませんが、その農協の持つております資産は過去におきます農民の努力の結晶でございますから、今日新しく農村の民主化の線に關しまして農協同組合が生まれた場合におきますは、農協同組合にその財産を移すようにいたして、徒らにこれを分散させないで、その農協同組合に引續いて貰いたい。この農協同組合は今度は新しく農民によりまして作られておりますところの民主的な團體でございますから、これがその農協の資産を引續いて参りますことは一番妥當であると、かように考へてゐるのでありますが、只今申上げたような場合におきますは、新しく生まれまゝ農協同組合としては農協の資産を譲り受けまゝの場合には、これを成るべく受け易い方法を考へることが必要でありまして、従ひまして今度行われましたようなことは、多少とも農協同組合に資産を移す場合におきますは、農民の負担がそれだけ軽減して来るのでございまして、農林省といたしまして、非常に將來の農村の民主化の線に關つて育成して行きます上に非常に妥當であると、こゝういふふうに考へましたので、さういふにいたしたのであります。

○山田佐一君 只今この農協の資産は勤勞の結晶だと思ひました。従ひまして、私はよく存じませんが、農協の経費といふものは國稅徵收法に準ずる徵收法によつて、農民から強制的に徵收した費用がここに結晶したものだと思ひます。喜んで任意に積んで行つたものではないと思ひます。従ひまして今度の協同組合を作るにも元の農協の役員は成るべくやめて、新規の者に進ませたいのが趣旨であつたのでございまして、やはり農協の役員がボス的存在を以て、その勢力を以て同じような人々が、大分替つておる。この解散をさせる必要はない。善良な人の財産を引續くのにも財産税を取つてゐるのであります。而も國家の民主化に反する團體の解散をして相續するのには、免税をしてまでも渡すといふことは、私は了承し兼ねるのであります。もう少しはつきりした御答弁を承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(打越顯太郎君) 只今お話がございまして、必ずしもその農協の資産は農民の努力のみに俟つものではないといふやうな、こゝういふ話でございまして、これはその全体主義的な性格を持つておりました農協会でございます。荷くもその地域内におりますところの農民は、全部強制的に加入をさせられた。従ひまして、農民は、一旦ございまして以上おきますは、農民はその農協の統制に服して参らなければならぬといふやうな關係にもございまして、農協の資産の中におきますは、さういふ意味におきます農民の資産といふものも相當に入つておるのでございまして、従ひまして農民のさういふ意味におきます資産も入つております農協の資産といふものは、極めてこれは妥當な措置によりまして處分して参ることが必要だといふことは申すまでもないの

でございまして、その場合におきます一般の債権者の利益を擁護いたしまし、すことも勿論でございしますが、併せて全體の農民の利益といふものも侵害しないやうに處分して参るといふことも必要だと思ひます。さういふ見地からいたしまして新しくできます農協同組合と申しますものは、この農民のさういふ利益を完全に代表いたしまして、農民の利益に即したことをいたします農民の勞働の成果を、農民の手に完全に入りますやうにしようといふやうな形で農協同組合が活用いたされるのでありますから、この農協の資産は農協同組合に移しますことを一番の適切なことだと考へられますので、さういふ場合におきますは、この負担を農協同組合の財産になります農協の財産の移轉に伴ひまする経費をできるだけ軽減することが、農民のためにこの農協同組合の發達を圖ります上において必要だと、かように考へられますので、かような免稅の措置を取つて行きますことは妥當だと、かように考へましたやうな次第であります。

○委員(黒田英雄君) 深川さん、未復員者の問題ですか、ではどうぞ。

○深川タマエ君 これは厚生委員の方から特に財政金融委員の方々にお願いしてくれといふ申出があつたことなのでございしますが、この在外同胞で未だ歸らない人の中には、勿論最初から軍人として召集されて行つて歸らないわゆる未復員の方々がございすけれども、その他に最初から軍人として召集されたのではなく、居留民としておりまして、生業に従事しておりましたのが、戦時中とか終戦後にその人達の

技術なり勞働力が利用されて、奥地の方に連れて行かれた、それで歸らない人も相當あるのでございす。その人達の家族に対しても、未復員者の家族並みの待遇をして貰うやうに特別お願いしてくれといふことでございす。政府の方々はそれに対してどういふやうにお考へになつていらつしやいますか。

○政府委員(今井一男君) ちよつと速記を止めて頂きたいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) 速記を止めて。

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) 速記を始め。それでは今日はこの程度にいたしまして散會いたします。

午後三時二十三分散會

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君

理事 渡多野 鼎君
伊藤 保平君

委員 玉尾 喜章君
西川 五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
山口政五郎君
深川タマエ君
星 一君
石川 準吉君
九鬼紋十郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
栗山 良夫君
内藤 友明君

政府委員 大藏政務次官 森下 政一君

五月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、自家生産による自家保留牛馬に対する所得稅免除に關する陳情(第三百六十七号)

一、農漁山村の所得稅納税に關する陳情(第三百七十二号)

一、所得稅基礎控除引上並びに所得稅調査委員會制度設定に關する陳情(第三百七十四号)

一、取引高稅反對に關する陳情(第三百八十五号)

一、所得稅法の改正に關する陳情(第三百九十二号)

一、旧軍用地無償拂下げに關する陳情(第四百号)

一、生活協同組合に対する取引高稅賦課に關する陳情(第四百九号)

第三百六十七号 昭和二十三年五月十八日受理

自家生産による自家保留牛馬に対する所得稅免除に關する陳情

福岡縣議會議長 稻島 稔

現行取扱いは自家生産による牛馬を自家保有とするとき、多額の所得稅を徵收され、賣却の際には又相當額の税金を負担する実情で、有畜農の強くさげられる今日の目的に離反する虞があるから、自家保有とする場合には所得稅を免除せられたいとの陳情。

大藏事務官 平田敬一郎君
專賣局長官 原田 富一君
大藏事務官 日下部 滋君
煙草部長
農林事務官 打越顯太郎君
農協同組合部長

收した費用がここに結晶したものだ。必要だということは申すまでもないの
のが、戦時中とか終戦後にその人達の
大蔵政務次官 森下 政一君

第三百七十二号 昭和二十三年五月十九日受理
豊満山村の所得税納税に関する陳情
宮城縣内、宮城縣町村長会長
高橋清

宮城縣下の豊満村民は、昨年の水害や最近の資金資材等の不足のため経済的困難をきたして生産を阻んで、いかに資金の調達を必要とする農繁期、漁期を目前にして、昭和二十二年所得税の延納並びに分納を認めらいたいの陳情。

第三百七十四号 昭和二十三年五月十九日受理
所得税基礎控除引上並びに所得税調査委員会制度設定に関する陳情
福岡縣議會議長 稻垣稔

現行所得税の基礎控除額は、昨年三月公布の改正所得税法に基づくもので既に一年を経過しているが、最近の経済情勢の急激な変化と國民の租税力等を考慮されて、控除額を引上げられたり、また税額の一方の決定を避けるために所得税調査委員会制度を設定されたいとの陳情。

第三百八十五号 昭和二十三年五月二十日受理
取引高税反対に関する陳情
岐阜市美江寺町一ノ二社團法人
岐阜商工會議所会頭 佐藤潔

今回政府は取引高税を新設する由であるが、本税は商工業者に二重課税となり、負担の加重をきたし、生産復興を阻害してひいては大衆の負担となつて、インフレを促進する等の悪弊を生ずる虞があるので、本税の新設を中止されたいとの陳情。

第三百九十二号 昭和二十三年五月二十日受理
所得税法の改正に関する陳情
大阪府知事 赤間文三外九名

所得税の課税に当つては、納税者の租税力を考慮されたく、また現行法によれば勤労者の事業所得に關して重複課税される場合があるから、これを是正されたいとの陳情。

第四百号 昭和二十三年五月二十日受理
旧軍用地無償拂下げに関する陳情
廣島市議會議長 寺田豊

廣島市はかの原子爆弾の一撃によつて全市殆ど壊滅したので、残存の市民によつて文化都市の建設を目指して復興に努力しているが、市内に残存する百八十余坪の旧軍用地の拂下げが計画遂行上必要となつてゐるから、財源の喪失されたことを考慮されて、無償で拂下げられたいとの陳情。

第四百九号 昭和二十三年五月二十二日受理
生活協同組合に対する取引高税賦課に関する陳情
東京都豊島区高田南町三ノ八〇
三日本生活協同組合同盟内 賀川豊彦

生活協同組合は、勤労大衆の生活安定を目的とする協同組織であつて、日本再建の基礎として今後育成の要があるから、性格の異なる他の営利団体と同様に取引高税を賦課することを取止められたいとの陳情。

六月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年六月十四日

十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予第
一、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(予第
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(予第

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予第
一、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(予第
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(予第

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予第
一、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(予第
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(予第

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予第
一、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(予第
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(予第

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予第
一、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(予第
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(予第

大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予第
一、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(予第
一、復興金融庫法の一部を改正する法律案(予第

第二項中「大蔵省預金部特別会計から」を「大蔵省預金部特別会計、國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計から、それぞれに改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案
國有鐵道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外行政に要する経費の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案

第一條 政府は、國有鐵道特別会計の企業的な運営に資するため、同特別会計所屬の左に掲げる経費の財源に充てるため必要な金額を、毎會計年度、予算の定めるところにより、一般会計から、同特別会計に繰り入れることができる。

一 陸運、陸運の用に供する機械器具の製造、修理その他の事業及び倉庫營業に關する監督、助成及び統制に關する経費
二 觀光事業の育成指導その他外客誘致に關する経費
三 國有鐵道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に關する経費

第二條 政府は、通信事業特別会計の企業的な運営に資するため、同特別会計所屬の電波管理に關する経費の財源に充てるため必要な金額を、毎會計年度、予算の定めるところにより、一般会計から、同特別会計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

額を、毎會計年度、予算の定めるところにより、一般会計から、同特別会計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

1 國有鐵道事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第二十四條に次の一項を加える。
國有鐵道(國有鐵道に關連する國營船舶を含む。)及び國營自動車における旅客及び貨物の輸送上の公安維持に關する経費は、この會計の所屬とすることができる。

復興金融庫法の一部を改正する法律案
復興金融庫法の一部を改正する法律案
復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條第一項中「九百億円」を「千三百五十億円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

六月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、減額仕債に対する措置等に関する法律案(予第
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、財務局及び税務署の増設に關し承認を求める件(予第

減額社債に対する措置等に関する法律案

減額社債に対する措置等に関する法律

(定義)

第一條 この法律で、「特別経理会社」、「特別損失の額」、「指定時」、「旧勘定」、「新勘定」、「第二会社」又は「決定整備計画」とは、企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号。以下整備法という。）に定める「特別経理会社」、「特別損失の額」、「指定時」、「旧勘定」、「新勘定」、「第二会社」又は「決定整備計画」をいう。

2 この法律で「社債発行特別経理会社」とは、特別経理会社であつて指定時において社債を発行しているものをいう。

3 この法律で「減額社債等」とは、社債発行特別経理会社の発行している社債であつて、整備法第十九條第一項の規定により、その債権の全部若しくは一部が消滅し、又は決定整備計画の定めるところにより、その償還若しくは利息の支拂の條件が変更され、若しくはその債務が第二会社に承継されるものをいう。

4 この法律で、「社債の登録簿」とは、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に定める社債の登録簿をいう。

(減額社債等の公告)

第二條 減額社債等を発行している社債発行特別経理会社は、整備法第十五條第一項から第三項までの規定（同法第二十條第二項、第二十一條第二項及び合名会社等再建

整備令（昭和二十二年政令第七十五号）第二條において準用する場合を含む。以下同じ。）による認可のあつた後、遅滞なく、左の事項を公告しなければならない。

一 減額社債等の銘柄、その債権の全部若しくは一部が整備法第十九條第一項の規定により消滅した場合に、同條の規定により確定した各社債の額、その償還若しくは利息の支拂の條件が決定整備計画の定めるところにより変更される場合には、変更前の条件及び変更後の条件又はその債務が決定整備計画の定めるところにより第二会社に承継される場合には、その旨及び当該第二会社の商号

二 社債等登録法の適用を受ける減額社債等（決定整備計画において存続することを定めた社債発行特別経理会社の発行する減額社債等であつて償還期限が整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可があつた日から三箇月を経過した日以前に到来することが確定しているものを除く。第三号、第四号及び第三條中以下同じ。）について社債の登録をしていない社債権者であつて社債の登録をしようとするものは、一定期日までに社債の登録をなすべきこと。

三 前号に該当する社債権者であつて社債の登録をしようとしないうもの、社債等登録法の適用を受けない減額社債等の社債権者及び減額社債等の質権者は、一定期日までに、その有する債券を社債発行特別経理会社、第二

会社、社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の受託会社に提出すべきこと。

四 減額社債等について社債の登録をしていない社債権者及び当該社債の質権者は、一定期日までに、当該社債の登録簿を登録簿に提出すべきこと。

五 減額社債等に係る登録簿関係に提出すべきこと。

2 前項第二号から第四号までの規定による期日は、公告の日から二箇月以上三箇月の範囲内で、これを定めなければならない。

3 社債発行特別経理会社は、減額社債等につき、社債募集の委託を受けた会社又は担保附社債信託法の受託会社があるときは、これらの会社とともに、第一項の公告をしなければならぬ。この場合には、公告の費用は、社債発行特別経理会社の負担とする。

4 整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可があつた日に旧勘定及び新勘定の併合（旧勘定のみを設ける特別経理会社については、旧勘定の廃止）をする場合には、第一項の公告は、整備法第三十七條第一項（合名会社等再建整備令第二條において準用する場合を含む。）の公告とともに、これを行わなければならない。

(償還及び利息の支拂の延期)

第三條 社債発行特別経理会社は、減額社債等については前條第一項第二号から第四号までの規定による期日までは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

社債等については、前條の規定による公告に従ひ登録をし、又は債券若しくは登録簿の提出があるまでは、償還又は利息の支拂を延期することができる。

(登録簿の変更)

第四條 減額社債等を発行する社債発行特別経理会社は、整備法第十五條第一項から第三項までの規定による認可のあつた後、遅滞なく、当該減額社債等に係る登録簿関係に對し、第二條第一項第一号に掲げる事項を、書面をもつて通知しなければならない。

2 前項の書面には、当該社債が減額社債等であることを証する書面を添附しなければならない。

3 登録簿関係は、第一項の通知を受けたときは、社債の全部が消滅した減額社債等については、職権をもつて、遅滞なく、その事由を記載して社債の登録を抹消し、その他の減額社債等については、社債登録簿の表紙の裏面に当該社債に係る第二條第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。この場合においては、社債登録簿の各用紙について登録事項を変更することを要しない。

(債券の返還)

第五條 社債発行特別経理会社は、第二條第一項第三号の規定による公告に基いて債券の提出があつた場合においては、当該債券の記載事項に必要の修正をなし、遅滞なく、債券を提出した社債権者又は質権者に返還しなければならない。この場合においては、当該債券の利札に減額社債等である旨を

表示する記号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第六十四條の規定により社債権者に交付する債券及びその利札に、これを準用する。

(登録簿の返還)

第六條 登録簿関係は、第二條第一項第四号の規定による公告に基いて登録簿の提出があつた場合においては、当該登録簿に減額社債等である旨を表示する記号を記載して、遅滞なく、登録簿を提出した社債権者又は質権者に返還しなければならない。

(解散の場合の特例)

第七條 決定整備計画の定めるところにより解散する社債発行特別経理会社は、減額社債等についてはその一部又は全部の償還をなしたときは、遅滞なく、減額社債等に係る登録簿関係に對し、その旨を通知しなければならない。

2 第四條第三項の規定は、登録簿関係が、前項の規定による通知を受けた場合、これを準用する。この場合においては、「第二條第一項第一号に掲げる事項」とあるのは、「償還をなした金額」と読み替へるものとする。

3 決定整備計画の定めるところにより、解散する社債発行特別経理会社の発行する減額社債等であつて、第二会社に承継されるもの以外のものについては、第五條及び前條の規定は、これを適用しない。

4 前項の減額社債等については、

御 莊愛 媛御莊町	南宇和郡
伊 野高 知伊野町	吾川郡
(熊本財務局)	
博 多 福岡市	福岡市の内博多
鳥 栖 賀島町	三養基郡 神埼郡の一部
宇 土 熊本 本宇土町	宇土郡 下益城郡の一部
豊 府 熊本 本府町	菊池郡
限 後 田 分高田町	西國東郡
伊 集 院 鹿 島伊集院町	日置郡
小 林 宮 崎小林町	西諸縣郡
(計 四七)	

六月十二日本委員会に左の事件が付託された。

一、取引高税反対に関する請願(第八百九十七号)

一、農協同組合の法人税課税に関する請願(十六件)(第八百九十九号)

一、緑茶の物品税減額に関する請願(第九百二十七号)

一、取引高税反対に関する陳情(二件)(第四百六十一号)

一、人造バター物品税撤廃に関する陳情(第四百六十八号)

取引高税反対に関する請願

請願者 山口市新町八社團法人 山口縣商工会議所連合 会会頭 大西英二

紹介議員 高橋龍太郎君
今回政府は取引高税を新設する由であるが、本税は商工業者に三重、四重の課税となり、負担の加重をきたし、生産復興を阻害してひいては大衆の負担となつて、インフレを促進する等の悪

弊を生ずる虞があるので、本税の新設を中止されたいとの請願。

第八百九十九号 昭和二十三年五月三十一日受理

農協同組合の法人税課税に関する請願(十六件)

請願者 岩手縣胆沢郡古城村大字古城字高大寺一八 岩淵金助外千九百九十七名

紹介議員 千田正君外一名
農協同組合は、農民の零細な資金によつて組織され、組合員に対する奉仕により農産生産力の増進、組合員の社会的経済的地位の向上等社会公共の福祉を圖ることを目的とするもので、農村民主化達成のため必要であるから組合に対しては法人税を賦課することを中止せられたいとの請願。

第九百二十七号 昭和二十三年六月三日受理

緑茶の物品税減額に関する請願

請願者 京都府久世郡宇治町京都府茶商工業協同組合 理事長 辻利一君外三名

紹介議員 林屋龜次郎君

現行緑茶の物品税率は段階的に賦課されているが、請願書記載の理由により、これが取引の実状に即せず、業界の混乱のもとをなすものであるから、緑茶の物品税を減税整備せられたいとの請願。

第四百六十一号 昭和二十三年六月二日受理

取引高税反対に関する陳情(二件)

宇都宮市旭町一ノ三四、社團法人宇都宮商工会議所会頭 飯島守外十名

この陳情の趣旨は、第三百八十五号と同じである。

第四百六十八号 昭和二十三年六月三日受理

人造バター物品税撤廃に関する陳情

東京都中央区日本橋通二ノ五人造バター工業会会長 星野正夫君外三十二名

人造バターは、わが國民の食生活改善の見地から益々重要な食品となるのであるが、味噌、醤油、食用油が無税であるにもかかわらず、天ぷら油の代替として配給される人造バターに高額の物品税が課せられ國民大衆の負担となつてゐることは不合理であるから、本品に対する物品税を撤廃されたいとの陳情。